

○ 監理技術者等の配置に関する事務取扱要領

制 定 令和5年1月1日

最近改正 令和7年2月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が発注する工事において、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の適正な配置を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主任技術者 建設業法（以下「法」という。）第26条第1項の規定により設置する者をいう。
- (2) 監理技術者 法第26条第2項の規定により設置する者をいう。
- (3) 特例監理技術者 法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。
- (4) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書の規定により特例監理技術者が行うべき職務を補佐する者をいう。

(配置予定技術者調書の提出)

第3条 工事に係る一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式を含む。以下同じ。）、公募型指名競争入札又は指名競争入札を実施する際は、当該工事を受注した場合に配置を予定する監理技術者等（以下「配置予定技術者」という。）を記載した配置予定技術者調書（別紙1）を、次に掲げる資料を添付し、本組合が指定する日までに提出させるものとする。

- (1) 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書もしくは専任技術者一覧表の副本の写し
 - (2) 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
 - (3) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - (4) 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書（別紙2）
 - (5) 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（監理技術者資格者証、健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか）の写し（代表者を配置予定技術者とする場合を除く。）
- 2 配置予定技術者調書の提出期限までに配置予定技術者を特定することができない場合は、複数の配置予定技術者調書の提出を認め、次の各号に掲げる場合により、当該各号に定める日までに配置予定技術者を特定させるものとする。
- (1) 議会の議決を要する工事の場合 本契約締結日の前日
 - (2) 前号に定める工事以外の工事の場合 落札決定日

(3か月以上の恒常的な雇用関係の確認)

第4条 工事の請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の場合は、一般競争入札又は公募型指名競争入札の場合にあっては公告文又は公示文(以下「公告文等」という。)に定める日、指名競争入札の場合にあっては入札の執行日(以下「指定日」という。)を基準とし、前条第1項第5号の書類により、次のいずれかに該当することをもって3か月以上の恒常的な雇用関係を確認するものとする。

- (1) 資格取得年月日及び通知年月日が指定日より3か月以前であること。
- (2) 資格取得年月日は指定日より3か月以前であるが、通知年月日が指定日より3か月以前でない場合は、誓約書(別紙3)の提出があること。

(専任配置の確認)

第5条 工事の請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の場合は、落札決定日において第3条により提出させた配置予定技術者調書に記載された配置予定技術者が他の工事に配置されていないことを確認するものとする。ただし、施工当初は工場製作のみであって現場が稼働しない工事の場合はこの限りでない。なお、その場合は公告文等にその旨を記載する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会の議決を要する工事の場合は、本契約締結日の前日において専任配置できることを確認するものとする。

(監理技術者等の配置)

第6条 工事の契約後、最初に配置する監理技術者等は、配置予定技術者調書に記載された者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる条件に該当するものとして、本組合が変更を認める場合は、配置予定技術者調書に記載された者以外の者を監理技術者等とすることができるものとする。この場合において、本組合が公告文等において求める全ての条件(ただし、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。)(以下「配置条件」という。)を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 下請契約の請負代金額が変更になり、主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐へ変更しなければならない場合
- (2) 傷病等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (3) 当該監理技術者等が死亡した場合
- (4) 当該監理技術者等が退職した場合
- (5) 当該監理技術者等が転勤となった場合

- 3 前項に該当する場合を除き、配置予定技術者調書に記載された者を当該工事に配置することができない場合は、契約を締結しないものとする。

(監理技術者等の途中交代)

第7条 次に掲げる条件に該当するものとして、本組合が認める場合を除き、配置した監理技術者等の工期途中での交代は認めない。なお、この場合、配置条件を満たし、かつ配置していた監理

技術者等と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 前条第2項各号に該当する場合
 - (2) 工期が2年以上の長期に渡る工事であって、1年以上の期間連続して監理技術者等として従事している場合
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - (4) 一部完成期限を設けている部分の引渡しが完了するなど、監理技術者等の交代が合理的であると認められる場合
 - (5) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前項第2号から第5号の規定による交代時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限るものとする。
- 3 第1項第3号又は第4号の規定により監理技術者等の交代を認める場合は、あらかじめ公告文等において明示するものとする。
- 4 監理技術者から特例監理技術者への変更及び特例監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代には該当しないものとする。

(営業所における専任の技術者等と監理技術者等との関係)

第8条 営業所における専任の技術者（法第7条第2号又は法第15条第2号の規定により設置する専任の者をいう。）及び経營業務の管理責任者（法第7条第1号に規定する者をいう。）は、次に掲げる条件を全て満たす場合は、専任を要しない監理技術者等となることができるものとする。

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- (2) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- (3) 所属建設者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (4) 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること

(特例監理技術者の配置)

第9条 監理技術者補佐を専任配置した場合、特例監理技術者は、本組合発注の工事を2件まで兼任できるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日までの間は、第3条第1項第5号中「住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか」とあるのは、「住民税特別徴収税額通知書・変更通知書（以下「所定書類」という。）のいずれか又は雇用保険の被保険者通知書及び被保険者証その他公的な書類（ただし、所定書類を提出できない場合に限る。）」とする。
- 2 入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領及び入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領の運用については、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に発注する案件について適用し、同日前に発注する案件については、なお従前の例による。

誓約書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合事務局長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

令和 年 月 日入札の _____ において提出しました配置予定技術者調書及び同調書添付資料について、内容に誤りがないことを誓約いたします。

また、同調書記載の _____ については、直接的な雇用関係を有し、かつ指定日*現在で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを報告いたします。

今後、同調書及び同調書添付資料に虚偽の記載をした事実が判明した場合には、いかなる処置を講じられても、一切の異議申し立てをいたしません。

※ 指定日・・・

一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式含む。）及び公募型指名競争入札の場合は、入札公告文又は公示文に定める日
指名競争入札の場合は入札の執行日